

目標年度  
令和12年度  
(2030年度)

# 第13次 熊本県果樹農業振興計画

令和8年3月

熊本県

# 目 次

第1	果樹農業の振興に関する基本方針	
1	基本的考え方	
(1)	本県果樹農業を取り巻く環境	1
(2)	果樹農業の現状と課題	2
(3)	本県果樹農業の目指す方向	5
(4)	果樹農業振興施策の展開方向	5
(5)	果樹農業振興に係る目標値	7
2	果樹の種類別の振興方針	8
(1)	常緑果樹類	8
(2)	落葉果樹類	11
第2	栽培面積その他、果実の生産の目標	13
第3	持続可能な生産経営基盤の強化に関する事項	
1	栽培に適する自然条件	
(1)	常緑果樹類に適する気象条件及び立地条件	14
(2)	落葉果樹類に適する気象条件及び立地条件	16
2	近代的な果樹経営及び産地形成の方向	
(1)	育成すべき果樹の経営類型	18
(2)	新たな担い手の育成・確保	18
(3)	多様な労働力・人材の確保	18
	【別表：育成すべき果樹の経営類型】	20
(4)	効率的かつ安定的な果樹経営の実現に向けた施設整備	22
	【別表：主要品目の施設栽培の生産目標】	24
3	果樹園の集積と土地基盤整備の推進	
(1)	園地の集積・集約化	25
(2)	土地基盤整備の推進	25
4	省力化・軽労力化の推進	26
5	環境保全型果樹農業の推進	26
6	病虫害・鳥獣被害対応	26
第4	環境の変化に対応した果樹農業に関する事項	
1	気候の変化への対応	

(1)	基本的な考え方	.....	27
(2)	台風等気象災害防止施設について	.....	27
(3)	気候の変化による生理障害等への対応	.....	29
2	果樹経営のセーフティネット構築	.....	30
第5	需用に応える商品づくりに関する事項		
1	生産力の強化	.....	31
2	商品力の強化	.....	31
第6	社会情勢の変化に対応した流通販売体制の強化に関する事項		
1	果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化 に関する事項	.....	32
(1)	果実流通の現状	.....	32
(2)	今後の流通の方向性	.....	32
2	果実の集出荷体制及び施設の整備方針	.....	33
(1)	施設の長寿命化と広域再編構想づくり	.....	33
(2)	選果施設の整備計画	.....	34
3	消費拡大における基本方針	.....	35
(1)	現状	.....	35
(2)	今後の消費拡大の方向	.....	35
第7	果実加工の合理化に関する事項		
1	果実加工の現状及び課題	.....	37
2	多様なニーズに対応した果実の加工	.....	37
第8	その他必要な事項		
1	広域濃密生産団地形成計画の考え方	.....	38
2	中山間地域における産地づくり	.....	39
3	優良品種の開発及び革新的な技術の開発等の推進	.....	39
4	知的財産権の獲得及び保護	.....	39
5	農産物の安全・安心	.....	40
6	観光資源化を含めた活用	.....	40
7	果樹農業推進体制の整備	.....	40

# 第1 果樹農業の振興に関する基本方針

## 第1-1 基本的考え方

### 第1-1-1 本県果樹農業を取り巻く環境

令和7年(2025年)に公表された国の「果樹農業振興基本方針」においては、果樹農業の振興に関して次のような理念が示された(一部抜粋)。

“生産面積当たりの収量を飛躍的に向上することが可能な省力樹形等の技術が萌芽しており、また、これまで分業されてきた果実加工等の食品産業からの果実生産への参画の動きが見られる。加えて、成長著しい輸出産業にサプライチェーンが一体となって参画し、収益の拡大を目指す動きが顕れている。果樹農業は、こうした技術・経営のイノベーションの只中にあり、その取組をスピード感をもって全国に波及させることが、個々の経営の競争力強化につながり、ひいては果樹農業の持続的な発展に重要である。

このように、技術や人、園地といった生産基盤の強化の加速化を柱として施策を推進するとされた。

さて、本県の果樹農業については、平坦地域から山間地域まで多様に展開されており、不知火類(デコポン)の生産量は全国1位、くりは同2位、うんしゅうみかんは同4位と、日本を代表する果樹産地の一つとなっている。また、令和6年(2024年)県内農業産出額に占める果樹の割合は野菜、畜産、米に次いで約10%、県内全販売農家戸数のうち果樹販売農家戸数の割合は23%、耕地面積では10%を占めるなど、本県農業にとって重要な地位を占めている。

しかし、生産現場を見ると、果樹は主に海岸部や中山間地域の傾斜地で栽培されており、労働生産性という点では条件が良いとはいえない。令和2年(2020年)の果樹農家戸数は平成27年(2015年)と比較して24%減少し、また果樹専業の農業従事者のうち65歳以上の割合が66%と高齢化が進行している。そのため、多くの品目で面積が減少し、耕作放棄地が年々増加するなど、生産基盤の脆弱化が進んでいる。

加えて、温暖化等の気候変動の影響から、近年は夏期の高温・少雨等によるかんきつの日焼けやなしのみつ症、暖冬によるなしの発芽不良の発生が多く、本県の果樹生産に大きな影響を及ぼすようになっている。

また、販売環境においては、人口減少に伴い、国内マーケットが縮小し、生鮮果実の1人あたりの年間購入数量も減少傾向で推移している。その一方で、購入しやすい価格で皮ごと食べられるなど食べやすいことへのニーズが高まっており、このような消費者ニーズに対応した供給体制の構築に努める必要がある。

(資料) 農業産出額 農林水産省 令和6(2024年)「生産農業所得統計」  
農家戸数等 総務省 平成27(2015年) 令和2(2020年)「農林業センサス」

## 第1-1-(2) 果樹農業の現状と課題

### ア 生産の状況と課題

#### (ア) 園地条件の状況と課題

果樹は中山間地の傾斜地を中心に栽培され、さらには担い手の減少や高齢化が進んでいるため、耕作放棄地の発生が避けられない状況にある。

また、果樹農業の特徴として、整枝・せん定や収穫など機械化が困難な作業が多いこと、狭小で機械導入が困難な園地が多いことが挙げられる。土地利用型作物等と比較して、労働時間が長く、労働生産性が低くなっており、労力と時間をかけた手作業によって支えられている。

以上のことから、地域計画などの話し合い活動を進め、農地中間管理機構を活用した園地集積を加速化し、園地基盤整備等により生産の効率化を図り、生産基盤を強化することで持続可能な産地にすることが特に重要な課題である。

#### (イ) 担い手確保の状況と課題

担い手数が令和5年(2023年)までの過去20年間で38%減少し、高齢化が進行している。また、近年の新規就農者は年40人程度となっている。このようなことから、生産力の低下や地域コミュニティの衰退などが懸念される。果樹は、永年性作物であるため改植・新植時から4年程度の未収益期間が生じる。また、家庭選別や貯蔵のための倉庫が必要となり親元就農は基より、新規就農者にとっては特に高い壁となっている。さらには、いずれの品目においても整枝・せん定など技術の習得に時間を要する。

そのため、新たな担い手が技術力をつけながら、就農1年目から収益をあげられるような、技術習得の場や成園および貯蔵庫などの有形資産を一体的に継承するような仕組みを作ることが重要である。

(資料) 担い手数 熊本県 平成15年(2003年) 令和5年(2023年) 「熊本県果樹振興実績書」

#### (ウ) 労働力確保の状況と課題

果樹の繁忙期は、収穫期など限定されるため、年間を通しての雇用が難しく、栽培面積の拡大は容易ではない。

そこで、個人での雇用だけでなく、産地として作業受託組織などで労働力を積極的に確保していくことが必要である。

#### (エ) 気候の状況と課題

近年は温暖化等の気候変動により、長期間の高温・少雨や短時間に局地的な豪雨など極端化しており果樹の生育や品質に重大な影響を及ぼしている。

そのため、このような環境に対応できる品種や栽培技術の開発・普及とともに、気象災害を防止できる園地整備を迅速に進めていく必要がある。

#### (オ) 品種の状況と課題

主要品目の多くは、栽培面積が減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くもの

と想定される。一方、品種別にみると、優良品種の中晩柑「肥の豊」の面積は維持され、なし「甘太」やぶどう「シャインマスカット」等は、増加している状況である。

また、うんしゅうみかんにおいては、極早生の生産過剰を是正するため、早生・中生・普通温州へ転換が進んだ結果、極早生から普通温州までバランスのよい生産体制となっている。

熊本県産果実のオリジナル性を高め需要に応えられるよう、引き続き優良品種の育成・選定と導入拡大を図りつつ、安定した量を継続して出荷できるよう生産量を確保する必要がある。

## イ 販売の状況と課題

### (ア) うんしゅうみかん

これまで、品種構成の見直しや、シートマルチ栽培等の高品質果実生産の取組を進めてきたことで、県産みかんの価格は向上している。

こうした中、実需者から信頼を獲得し、価格安定を実現するには、毎年安定した出荷量の確保を前提に、出荷期間を通じた品質確保と計画的出荷が重要である。特に、最大需要期である12月の出荷量の確保が求められている。

### (イ) 不知火類（デコポン）

平成3年（1991年）の販売開始から一貫して、平均販売単価全国1位を維持している。日本一の座を堅持するため、生産量の確保と12月から6月までの長期安定出荷や品質向上の取組を進める必要がある。

### (ウ) 落葉果樹

全国2位の生産量を誇るくりについては、加工原料として加工業者から高く評価されている。また、こだわりの品質管理に基づく、なし「秋麗」「甘太」、かき「太秋」等の特徴ある品種は、高単価で販売されている。今後も品質管理の徹底と品目数・出荷量の拡大を図り、販売価格の向上につなげていく必要がある。

### (エ) その他

かんきつ類の集出荷施設については、平成24年（2012年）までにJA単位での再編・統合が進んだ。かんきつを始め他品目においても、今後、施設の老朽化と、産地規模の縮小が進む中では、販売力強化につなげる流通の効率化のために、JA間の広域連携による再編・合理化や、効率的な施設利用と新たな出荷システムの導入など体制整備を進める必要がある。

## ウ 経営の状況と課題

近年の果実価格は比較的安定しているものの、気象の極端化や災害発生による品質低下・生産量の減少など、常にリスクと隣り合わせである。また、生産・流通コ

ストも高止まり傾向となっている。このような状況の中、セーフティーネットとしての収入保険や果樹共済の重要性は高いことから、引き続き加入・活用を推進していく必要がある。

また、経営面積が2ha以上の農家戸数は15%で全国平均よりも高い割合であるものの、法人経営体は少なく、周年雇用がない家族経営が基本である。

生産力の維持・拡大に向けて、担い手の規模拡大や、高齢者でも経営が継続できる体制づくりのため、省力化や労働力確保の取組を進める必要がある。さらに、中山間地域等の極端に担い手が少ない地域では、将来、産地維持が困難になることが懸念される。このため、JA自らの農業参入、集落の実情に合った地域営農組織の育成や、受け手のいない優良園地を新たな担い手に継承する取組を進める必要がある。

#### エ 流通・消費の状況と課題

人口減少に伴い、果実に限らず国内マーケットが縮小している。また、単身世帯や共働き世帯の増加により食の外部化が進むなど、生活様式や食生活の多様化が進展する中で、生鮮果実の購入数量は減少傾向で推移している。20歳以上の1日当たりの果物の摂取量平均は、現状（令和5年（2023年））は93グラムにとどまっており、果物の摂取推進運動の目標値である200グラムには達していない。果実の需要拡大を図るためには、美味しい果実の供給はもとより、果実は嗜好品ではなくバランスの取れた食生活に欠かせないものとして位置づけられるよう、果実に含まれる機能性成分等について、消費者や生産者の理解を深める必要がある。併せて、出荷時期の拡大や、加工・業務用を含めた簡便で食べやすい商品の開発など、流通・消費構造の変化を踏まえた新たな需要の創出も重要である。

本県果実のさらなる消費拡大に向けて、まず県民に対しては、本県が全国を代表する果実の主産県であることが広く認知されるよう、子供の頃から県産果実を食べる習慣づけや、働く世代の消費拡大等、積極的な消費喚起（地産地消の推進）が必要である。また、全国的な消費拡大に向け、「みかん＝くまもと」「デコポン＝くまもと」「くり＝くまもと」といったイメージが定着するよう、くまモンなどの宣伝効果を活用しながら、県産品のさらなる知名度向上を図る必要がある。

さらに、近年は諸外国において日本産の果実が高く評価されるなど、輸出拡大のチャンスは高まっている。生鮮果実の輸出額は令和3年（2021年）に300億円を超え、令和5年（2023年）には444億円となり、海外における国産果実の需用は着実に高まっている。本県もうんしゅうみかん、デコポン、晩白柚、ゆうばれ（「熊本EC12」）、なし等の輸出実績があり、輸出数量の増加や他品目への拡大など、取組のさらなる強化が求められる。

### 第1-1-(3) 本県果樹農業の目指す方向

前述のとおり、本県果樹農業は様々な課題に直面している。

果樹農業者の所得向上を図るとともに、将来にわたって持続できる産地づくりを目指し、以下の取組を強化し、関連施策を講じていく。

さらには、これらの取組を実行していくことにより、「食のみやこ熊本県」として熊本の「食」の基盤構築を確実なものとし、熊本の食で県民は基より世界を魅了していく。

- ア 持続可能な生産経営基盤の強化
- イ 環境の変化に対応した果樹農業
- ウ 需要に応える商品づくり
- エ 社会情勢の変化に対応した流通販売体制の強化

### 第1-1-(4) 果樹農業振興施策の展開方向

#### ア 持続可能な生産経営基盤の強化

本県果樹農業を将来にわたり発展させていくため、持続可能な生産経営基盤の強化を目指す。

そのためには、まず、収量性が低い老木樹の改植や優良品種の新植を積極的に行うことにより、生産量の確保を図る。また、改植にあわせて作業性・生産性を重視した園地改造や、園内道をはじめとする園地基盤整備を推進するとともに、省力樹形や省力機械の導入など、労働生産性を向上させる対策を進める。

さらに、担い手の高齢化が進行する中、規模拡大の意向がある担い手への農地の集約化や、受け手のいない優良樹園地を次の世代の担い手に円滑に継承するための中間管理等の取組を進めるとともに、栽培技術を共有・継承する仕組みづくりを推進する。併せて、作業受託組織等による労働力の安定確保の取組を推進する。

#### イ 環境の変化に対応した果樹農業

永年性作物で露地栽培が中心である果樹は、温暖化による栽培環境変化の影響を受けやすく、近年かんきつ類の日焼け果や浮皮果の発生、なしの晩霜害やみつ症等の発生が多く見られる。このため、気象の影響を受けにくい品種・技術の開発・導入を進めるとともに、かん水施設・防霜施設等の整備により、気候の変化に対応できる生産体制づくりを進める。

うんしゅうみかんは、連年安定生産と品質向上を図るため、高温乾燥に対応できる水源の確保と、集中豪雨に対応できる排水対策を講じた園地づくりを進める。また、シートマルチ栽培や植物成長調整剤等を活用した取組を進める。

デコポン(不知火類)は、水分管理の適正化による品質向上対策及び、適期収穫、果皮障害軽減・腐敗防止対策の徹底による生産出荷量の向上に努める。さらに、施設化により、高品質果実安定生産に取り組む。

落葉果樹は、暖冬年の低温遭遇時間不足による開花異常・発芽不良、夏秋季の高

温による果肉障害等の発生リスクが低い優良品種の導入を進める。さらに、気象災害に対処するための施設整備を推進する。

また、近年はこれまでに経験したことのないような大規模な自然災害が頻発している。これまでの災害の教訓を最大限生かした予防対応を取るとともに、自然災害等のリスクへの備えである農業保険(収入保険及び果樹共済)への加入を促進する。

#### ウ 需要に応える商品づくり

多くの産地・商品がある中で、実需者のニーズに的確に応え、「熊本県産」を毎年安定的に選択してもらうためには、信頼される産地づくりと需要に応える商品づくりを着実に進めることが重要である。

信頼される産地づくりのためには、実需者のニーズに応える商品の安定的な生産・出荷に努める。また、需要に応える商品づくりのためには、「くまもとの顔」となる特徴のある品目の産地化と、こだわり商材の品質管理基準の徹底及びその合格率の向上に努める。

うんしゅうみかんは、極早生から普通まで、需要に応じた品種構成の構築と品質向上に引き続き努めるとともに、最大需要期である12月の出荷量の確保を進める。

デコポン(不知火類)は、ヒリュウ台「肥の豊」、ヒリュウ台「聖秀」を活用したプレミアムデコポンづくりや、鮮度保持資材(MAフィルム)を活用した長期販売など、他県の追随を許さない、熊本ならではの「こだわり商品づくり」を進める。

「熊本EC12」については、「ゆうばれ」等として販売され、市場評価が高いことから、生産量の確保を進めつつ国内外の販路拡大により、新たな熊本かんきつブランド構築を進める。

なし「秋麗」については、生産量の確保を進めつつ、トップグレードの品質管理による食味の良さを、「甘太」については高糖度で食味が良いことをアピールすることで、熊本県産の認知度向上を図り、商品力の強化を図る。

#### エ 社会情勢の変化に対応した流通販売体制の強化

社会情勢の変化、販売ルートが多様化やトラックドライバーの働き方改革に伴う時間外労働時間の上限規制等を踏まえ、流通販売体制のさらなる効率化・最適化が求められる。このため、産地、物流業界及び市場等の連携による物流拠点の整備・活用および選果場の再編・合理化を進め、産地から消費者に至る流通体制の強化を図る。

また、消費面では、皮をむく手間等から特に若年層が生鮮果実を敬遠する傾向にある中、いかに生活に果実を取り入れてもらうかが課題である。このため、カットフルーツ、むき身、ジュースなど、生果を手軽に摂取できる加工品の開発・商品化、及びその供給体制の整備を図る。

さらに、県内での消費拡大に向け、学校給食や企業で県産果実に触れて・食べる機会づくり、情報発信等により地産地消を進める。

加えて、輸出の取組を強化するため、海外への輸出に取り組む業者との連携を進める。

# 第1-1-(5) 果樹農業振興に係る目標値

区 分	指 標 名	現状 (R5)	目標 (R12)	参考 (R17)	備 考	
<b>持続可能な生産経営基盤の強化</b>  ・ 基盤整備の推進 ・ 集積・集約の推進 ・ 担い手・労働力の確保 ・ スマート農業の推進	果樹全体の新植・改植面積 (ha/年)	103	95	90	果樹経営支援対策事業 (R5内訳目安: うんしゅうみかん31ha、不知火類8ha、くり55ha、その他9ha)	
	かんきつ類の省力化園地整備率 (%)	26	28	30		
	かんきつ類の新規かん水施設整備	うんしゅうみかんの導入面積 (ha)	0	5	8.5	
		露地不知火類の導入面積 (ha)	0	5	8.5	
	園地集積と併せた園地整備の実施箇所数 (箇所)	14	28	49		
	新規就農者等の組織的な育成・支援体制数 (箇所)	2	5	7		
	新規就農者等の確保数 (人)	38	45	50		
	スマート農業への取り組み団体・地域数 (箇所)	4	7	10		
	省力樹形の栽培面積 (ha)	8.5	13.5	19.5	なしの樹体ジョイント仕立て、ジョイントV字トリス樹形 かきの低樹高ジョイント仕立て 不知火類のヒリュウ台2本主枝仕立て	
<b>環境の変化に対応した果樹農業</b>  ・ 気象変動への対応 ・ 生産量の向上	気象変動に強い品種の導入面積 (ha)	74	82	90	みつ症が出にくい品種等 (なし「濃夏」「秋麗」「あきづき」「甘太」、ぶどう「シャインマスカット」、もも「さくひめ」)	
	落葉果樹の気象災害軽減施設整備面積率 (%)	35	55	60	なし「新高」: 防霜ファン・スプリングラー、強化棚 かき「太秋」: 強化棚 もも: 棚栽培	
	うんしゅうみかんのマルチ栽培実施面積率 (%)	32	34	36		
	不知火類の反収 (kg/10a)	1,793	1,820	1,830		
<b>需要に応える商品づくり</b>  ・ くまもとブランドをけん引する商品づくり	12月出荷用うんしゅうみかんの栽培面積 (ha)	251	260	265	12月出荷用うんしゅうみかん: 「熊本EC11」「肥のみらい」「南柑20号」「させば温州」等	
	こだわり商材デコボン出荷量 (t)	202	200	185	プレミアム、こだわり葉付き、こだわり後期	
	(デコボンに占めるこだわり商材比率)	(2.5%)	(2.5%)	(2.5%)		
	ヒリュウ台「肥の豊」、ヒリュウ台「聖秀」の栽培面積 (ha)	18	21	23		
なし「甘太」の栽培面積 (ha)	3	5.5	8			
<b>社会情勢の変化に対応した流通販売体制の強化</b>  ・ 集出荷施設の再編・合理化の推進 ・ 輸出の拡大	共同利用施設の再編・合理化整備箇所数 (箇所)	0	2	4		
	果樹の主要品目における輸出額 (千円) (下段はR5比)	57,600 (100)	59,300 (103)	60,480 (105)	主要品目 (かんきつ、なし)	

## 【果樹振興に係る参考値】

区 分		現状 (R5)	目標 (R12)	参考 (R17)	備 考
常緑果樹	栽培面積 (h a)	4,847	4,573	4,195	
	生産量 (t)	116,373	113,616	104,539	
落葉果樹	栽培面積 (h a)	3,109	2,922	2,638	
	生産量 (t)	11,258	11,081	9,919	
果樹計	栽培面積 (h a)	7,956	7,494	6,832	
	生産量 (t)	127,631	124,697	114,458	
	産出額 (億円)	391	410	410	

## 第1-2 果樹の種類別の振興方針

### 第1-2-(1) 常緑果樹類

ア 県の主要な振興品目として推進する常緑果樹

果樹の種類	振興方針
うんしゅうみかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産地の生産力維持のため、園地の集積と併せた既存園内の基盤整備を一層推進する。また、より作業性の高い平坦地での栽培を、高品質果実生産技術と一体的に推進する。</li> <li>・高温乾燥による樹勢低下等に対応するため、かん水施設の導入を進めるとともに、多雨による品質低下等に対応するため浮皮しにくい品種の導入や効果的なシートマルチ栽培の拡大を推進する。</li> <li>・効果的なシートマルチ栽培法についてはS. マルチ栽培等を想定し、通路等の排水対策を講じた上で、シートの開閉が可能な設備及びかん水施設の整備を推進する。</li> <li>・気候の変化に伴い日焼け果や浮皮等の果皮障害が発生しやすい環境となっていることから、樹冠表層摘果や植物成長調整剤等の散布、適期収穫、適切な予措・貯蔵の実施により発生軽減を図る。</li> <li>・高品質果実の連年安定生産を図るため、果皮強化、腐敗果軽減、隔年結果防止等に対する技術対策の徹底及び新技術の導入を推進する。</li> <li>・園地の若返りによる生産力の維持、強化を図るため、計画的な改植を推進する。</li> <li>・改植・新植にあたっては、シーズンを通して高品質な果実を安定的に供給するため、極早生温州から普通温州まで需要に応じた品種構成を構築する。中でも最大需要期である12月出荷量の確保を図る。</li> <li>・出荷にあたっては、糖酸センサー選果システムを活用した品質管理を徹底する。併せて、選果データをフィードバックした個別指導の強化等、高度な生産体制の構築を推進する。</li> </ul>
不知火類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かんきつ経営の基幹品目として、今後とも生産量の維持に努め、全国での優位性を確保する。</li> <li>・産地の生産力維持のため、園地の集積と併せた既存園内の基盤整備を一層推進するとともに、より作業性の高い平坦地での栽培を推進する。</li> </ul>

果樹の種類	振興方針
不知火類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産量の安定と品質向上を図るため、基本管理を徹底するとともに栽培技術の改善やかん水施設の整備等を推進する。</li> <li>・全ての作型において、園地の若返りによる生産力の維持、強化を図るため、計画的な改植を推進する。</li> <li>・栽培管理技術の効率化、省力化を図るため、肥効調節型肥料の利用等を推進する。</li> <li>・加温栽培では、デコポン合格率向上と年内出荷量確保を図るためヒリュウ台「肥の豊」、ヒリュウ台「聖秀」の導入を推進する。</li> <li>・無加温・屋根掛け栽培では、裂果軽減と品質向上を図るため、ヒリュウ台の導入を推進するとともに、管理労力の省力化として2本主枝仕立てを推進する。</li> <li>・露地栽培では、果皮障害の発生を軽減し、品質向上及び生産量の安定化を図るため、かん水施設や植物成長調整剤、適期収穫、施設化等を推進する。</li> <li>・貯蔵期間に応じた適切な予措・貯蔵管理方法の徹底及び温湿度制御が可能な貯蔵環境改善施設等の整備を推進する。</li> <li>・鮮度保持資材を活用した長期出荷・販売を、引き続き推進する。</li> <li>・出荷にあたっては、糖酸センサー選果システムを活用した品質管理を徹底する。併せて、選果データをフィードバックした個別指導の強化等、高度な生産体制の構築を推進する。</li> </ul>
熊本 EC12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かんきつ複合経営の一品種として推進する。果実外観が良好で高糖度、良食味という品種特性を発揮できるよう、着果確保対策を推進しながら産地普及を図る。</li> </ul>
甘夏みかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かんきつ複合経営の一品種として、高樹齢園の計画的な改植を進め、熊本特産としての全国評価の維持を図る。</li> <li>・栽培管理の効率化、省力化を図るため、肥効調節型肥料の利用等を推進する。</li> </ul>
河内晩柑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かんきつ複合経営の中で収穫労力の分散を図ることができる品種として、品質特性が十分に発揮される温暖な地域において、需要を見据えた生産拡大を推進する。</li> <li>・冬季の落果防止に努め、生産の安定と品質の向上を図る。</li> <li>・栽培管理の省力化を図るため、肥効調節型肥料やヒリュウ台の利用等を推進する。</li> <li>・需要に応じて、鮮度保持資材の活用等による長期出荷を図る。</li> </ul>

果樹の種類	振興方針
晩白柚	・熊本特産かんきつとしての評価を維持するため、今後とも施設栽培を中心とした生産を推進する。また、安定生産のため、樹勢低下園では改植を推進する。
大 橘	・かんきつ複合経営の一品種として、果実の特性を十分に発揮させるため、大玉生産と袋かけ等による外観向上を図る。
ポ ン カ ン	・かんきつ複合経営の一品種として、誘引・整枝の改善等による品質・生産性の安定向上を図る。
み は や	・かんきつ複合経営の一品種として、果実の特性を十分に発揮させるため、シートマルチ栽培により品質向上を図る。
び わ	・既存産地において、栽培適地への集約を図る。 ・安定生産のための寒害防止対策の徹底と、省力化のための低樹高化を推進する。

#### イ 地域特産品目として推進する常緑果樹

果樹の種類	振興方針
ゆず、レモン、 きんかん、清見	各地域において品種特性が十分に発揮できる品目を選定し、農業経営の複合品目と位置づけ、生産の振興を図る。
マ ン ゴ ー	需要を見据え、加温施設栽培に要する経営コストを十分に検討した上で取り組む。
そ の 他	以下の要件を全て満たす果樹 ①振興方針について、県の承認を得た、果樹産地構造改革計画に記載されていること。 ②地域果樹産地協議会において指導体制、栽培指針等が整備されていること。

## 第1-2-(2) 落葉果樹類

### ア 県の主要な振興品目として推進する落葉果樹

果樹の種類	振興方針
なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県落葉果樹の基幹品目として、産地の維持及び経営力の強化に向けて、生産性の向上を図る。</li> <li>・ 温暖化や気象災害に対処するための棚の強化や防霜施設等の整備に加え、土づくりを含めた樹勢強化の徹底を図る。</li> <li>・ 温暖化の進行、産地計画や経営面積を考慮した品種構成となるよう優良品種の改植や新植の推進により産地の若返りを図る。品種は「凜夏」「秋麗」「あきづき」「甘太」等を推進する。</li> <li>・ 機械化及び作業の省力化等による生産性向上を図るため、樹体ジョイント仕立てやジョイントV字トレリス樹形等の省力樹形の導入を推進する。</li> </ul>
もも	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早生種を中心に品質の安定した優良品種を主体に、計画的な改植や新植の推進により産地の若返りを図る。</li> <li>・ 品質、生産量の安定のため、トンネルハウス等の施設栽培を推進する。なお、導入する品種は、更なる温暖化を考慮し、「さくひめ」を推進する。</li> </ul>
くり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域の複合経営品目の柱の一つであり、せん定作業や施肥等の基本管理の徹底により、反収の増大を図る。</li> <li>・ 改植や新植の推進により、産地の若返りや遊休農地の有効利用を図り、生産量を増大する。</li> <li>・ 作業の軽労化、省力化を図るため、排水対策を考慮したうえで平坦地への導入を推進する。</li> <li>・ 収穫労力、結実安定を考慮した品種構成となるよう、優良品種を植栽する。その際は、作業性の良い整列栽植を基本とする。</li> <li>・ 気象災害や生産者の高齢化に対応するため、低樹高栽培や収穫ネット等の省力化への取組を推進する。</li> <li>・ 新規就農者や高齢農家の営農支援のため、せん定作業等の作業受託組織を育成し、産地の維持を図る。</li> </ul>
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省力化を目的とした短梢せん定、消費者嗜好が強い無核栽培等の推進により、品質、生産量の安定を図る。</li> <li>・ 消費者ニーズの多様化、温暖化による着色不良に対応するため、植物成長調整剤の利用や「シャインマスカット」等の優良品種の導入を推進する。</li> <li>・ 国内需要が拡大している醸造用ぶどうについては、安定生産の取組を推進する。</li> </ul>

果樹の種類	振興方針
かき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高樹齢園の改植や新植を推進し、産地の若返りと生産安定による生産量の維持を図る。</li> <li>・特に「太秋」は、適期収穫の徹底、軟化果実及び汚損果の発生軽減対策を講じ生産性の向上を図る。</li> <li>・省力化・早期成園化を図るため、低樹高ジョイント仕立て栽培等の省力樹形を推進する。</li> <li>・品質の安定化を図るとともに、気象災害や鳥害を防止するため、強化棚や屋根かけハウス等の施設栽培を推進する。</li> <li>・渋柿については、産地特性を活かした取組を推進する。</li> </ul>
うめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹複合経営の一品目として、収穫・出荷労力の平準化や結実安定を考慮した品種構成となるよう、優良品種を植栽する。</li> <li>・青果販売だけでなく、加工向け販売や地域での6次産業化も含めた取組を推進する。</li> </ul>
すもも	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合経営品目として定着しており、施設・露地問わず果樹経営の補完品目として振興を図る。</li> </ul>

#### イ 地域特産品目として推進する落葉果樹類

果樹の種類	振興方針
キウイフルーツ ブルーベリー いちじく	<p>各地域において品種特性が発揮できる品目を選定し、産地の集約あるいは新産地育成を図る。</p> <p>果樹は観光資源としての価値も大きいことから、地域活性化につながる観光農園・加工品づくりを推進する。</p>
その他	<p>以下の要件を全て満たす果樹</p> <p>①振興方針について、県の承認を得た、果樹産地構造改革計画に記載されていること。</p> <p>②地域果樹産地協議会において指導体制、栽培指針等が整備されていること。</p>

## 第2 栽培面積その他、果実生産の目標

対象果樹の種類	現状 (R5)		目標 (R12)		参考値 (R17)		R12/R5		
	栽培面積 (ha)	生産量 (t)							
常緑果樹類	らんしゅうみかん	3,041	85,607	2,889	84,349	2,676	78,134	95%	99%
	不知火類	1,021	17,717	1,001	17,667	909	16,044	98%	100%
	甘夏みかん	220	5,593	198	5,034	178	4,530	90%	90%
	ポンカン	77	995	64	862	57	761	83%	87%
	河内晩柑	182	2,111	164	1,900	147	1,710	90%	90%
	清見	11	183	9	159	8	140	83%	87%
	大橋	73	1,541	61	1,335	54	1,179	83%	87%
	晚白柚	66	750	55	650	49	574	83%	87%
	ネーブルオレンジ	26	316	22	274	19	242	83%	87%
	ゆず	42	455	35	394	31	348	83%	87%
	その他	76	1,093	63	947	56	836	83%	87%
	かんきつ計	4,835	116,361	4,561	113,569	4,185	104,498	94%	98%
	びわ	12	12	10	10	9	9	83%	87%
	亜熱帯果樹類	2	42	2	36	1	32	83%	87%
常緑果樹小計	4,849	116,415	4,573	113,616	4,195	104,539	94%	98%	
落葉果樹類	りんご	2	6	2	5	1	5	83%	87%
	ぶどう	136	1,339	129	1,272	117	1,152	95%	95%
	なし	344	5,930	310	5,830	275	5,182	90%	98%
	もも	29	180	24	156	21	138	83%	87%
	かき	245	989	221	890	198	801	90%	90%
	くり	2,188	2,197	2,100	2,430	1,904	2,202	96%	111%
	うめ	59	150	49	130	44	115	83%	87%
	すもも	8	89	7	77	6	68	83%	87%
	キウイフルーツ	17	138	14	120	13	106	83%	87%
	落葉果樹その他	79	198	66	172	58	151	83%	87%
	落葉果樹小計	3,107	11,216	2,922	11,081	2,638	9,919	94%	99%
合計	7,956	127,631	7,494	124,697	6,832	114,458	94%	98%	

※落葉果樹その他はいちじく、ざんなん、ブルーベリー、おうとう、その他の計

※整数値で表記

### 第3 持続可能な生産経営基盤の強化に関する事項

本県果樹農業を将来にわたって持続的に発展させていくため、優良樹園地や営農施設などの有形資産と、農業技術や販路などの無形資産を、次の世代の担い手へ安定的に継承していくことが必要である。

そのため、スマート農業技術導入に向けた園内道の整備、園地集積を伴う整備、かん水施設や省力機械の導入などにより、労働生産性を向上した魅力ある果樹経営体づくりを推進する。また、栽培施設整備や鳥獣被害防止施設整備等の推進により、さらなる経営安定を目指す。

また、魅力ある果樹経営体づくりの指標として、果樹栽培に適する条件及び近代的な経営指標を本章に示す。

#### 第3-1 栽培に適する自然条件

(その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標)

果樹の植栽に当たっては、次表に掲げる気象条件及び立地条件の基準内で実施するものとする。

##### 第3-1-(1) 常緑果樹類に適する気象条件及び立地条件

対象果樹の種類		条件	年平均気温	冬期の最低極温	その他(気象災害を防ぐための基準)
かんきつ類	うんしゅうみかん (県推奨品種)		15℃以上 18℃以下	-5℃以上	腐敗果の発生や品質低下を防ぐため、11月から収穫前において降霜が少ないこと
	不知火類 甘夏みかん ポンカン みはや 熊本 EC12		16℃以上	-5℃以上	す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前において-3℃以下にならないこと
	河内晩柑 大橘 晩白柚		16℃以上	-3℃以上	
びわ	長崎早生 茂木 なつたより		15℃以上	-3℃以上	幼果期が最も低温に弱いので1月から3月にかけて-3℃以下にならないこと

- (注) 1 冬期の最低極温を下回る日が10年に1回又は2回程度発生しても差し支えない。  
 2 上記基準は、最近20年間の気象観測記録により評価する。  
 3 上記基準は、露地栽培に適する基準であり、施設栽培には適用しない。

[参考：地域特産品目として地域独自に推進するかんきつ類関係]

対象果樹の種類	条件	年平均気温	冬期の最低極温	その他（気象災害を防ぐための基準）
清見 きんかん かんきつ中間母本農6号		16℃以上	-5℃以上	す上がり等の品質低下を防ぐため、12月から収穫前において -3℃以下にならないこと
レモン		15.5℃以上	-3℃以上	障害果の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと
ゆず		13℃以上	-7℃以上	

対象果樹の種類	条件	管理温度	最低温度	
マンゴー (加温施設栽培)		10 ~30℃	6℃以上	

### 第3-1-(2) 落葉果樹類に適する気象条件及び立地条件

対象 果樹の種類	条件 品種	平均気温		低温 要求時間	降水量 (4月1日～ 10月31日)	その他(気 象被害を防 ぐための基準 )
		年	(4月1日～ 10月31日)			
なし	幸水、凜夏、秋麗、豊水、あきづき、甘太、新高等	7℃以上	13℃以上	幸水： 800時間以上	二十世紀： 1,200mm以下	新高等は台風・凍霜害対策が必要 発芽不良の発生が著しくないこと
もも	さくひめ、日川白鳳、あかつき等	9℃以上	15℃以上	555時間以上 1,000時間以上	1,300mm以下	排水対策が必要 開花の早い品種では凍霜害に注意が必要
くり	丹沢、杉光、筑波、銀寄、利平ぐり、美玖里等	7℃以上	15℃以上			台風対策が必要 排水不良園では排水対策が必要
ぶどう	巨峰、シャインマスカット等	7℃以上	14℃以上	巨峰： 500時間以上	1,600mm以下 (欧州種：1,200mm以下) 雨よけ対策が必要	
かき	太秋、富有、高瀬等	甘柿： 13℃以上 渋柿： 10℃以上	甘柿： 19℃以上 渋柿： 16℃以上	800時間以上		太秋は台風対策が必要、発芽の早い品種では凍霜害に注意が必要
うめ	南高、玉英等	7℃以上	15℃以上			春期の凍霜害に注意が必要
すもも	大石早生、ハニーローザ、ソルダム等	7℃以上	15℃以上	1,000時間以上		春期の凍霜害、新梢伸長期の強風(細菌病)に注意が必要

- (注) 1 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。  
 2 上記基準は、最近20年間の気象観測記録により評価する。  
 3 上記基準は、露地栽培に適する基準であり、施設栽培には適用しない。  
 特にもも・ぶどう等の降水量条件を満たさない地域は、施設栽培等により対応する。

[参考：地域特産品目として地域独自に推進する落葉果樹関係]

対象 果樹の種類	条件 品 種	平 均 気 温		その他 (気象被害を防ぐための基準)
		年	(4月1日～ 10月31日)	
キウイフルーツ	ヘイワード等	13℃以上	19℃以上	発芽期の凍霜害に注意が必要
ブルーベリー	ハイブッシュ系・ ラビットアイ系	7℃以上	15℃以上	寡雨時の土壌乾燥に注意が必要
いちじく	柘井ドーフィン等	13℃以上		幼木時の低温、生育期の強風に注意が必要 排水対策が必要 (疫病、株枯れ病)

## 第3-2 近代的な果樹経営及び産地形成の方向

### 第3-2-(1) 育成すべき果樹の経営類型

将来にわたり持続可能な果樹農業を実現するには、気候の変化や消費者ニーズに対応した優良品種・品目への転換、高品質な果実の安定生産技術の活用、省力化・機械化栽培体系実現のための園地整備、気象災害リスク軽減のための施設導入、販路の拡大などにより、収益性の向上を図る必要がある。

そこで、これらに対応できる専業農家や大規模な経営体を、産地の主体となる担い手として育成・確保を図る。また、中小規模の複合経営農家や兼業農家等についても、果樹産地維持に寄与する担い手として育成・確保を図る。果樹専作の専業農家について、効率的かつ安定的な経営類型を別表に示す。

また、雇用労働力の確保や経営の多角化を図るとともに、新規参入者の受け入れ先や地域の農地の受け手となる経営体の育成を図るため、法人化等を推進する。

### 第3-2-(2) 新たな担い手の育成・確保

産地の維持・発展のためには、親元就農をはじめとする新規就農者の安定的な確保・育成を進めるとともに、地域の経営資産や優れた農業技術、地域の魅力を確実に引き継ぐことが重要である。そのため、若い世代や新規参入者に対して果樹農業の魅力を発信し、地域と一体となって就農相談から定着まで切れ目のない支援を行い、次の世代に経営資産と技術を継承するための仕組み作りを推進する。

また、中山間地域等の担い手が少ない地域では、将来、産地維持が困難となることも想定される。このため、集落の実情に応じた地域営農組織の育成や、受け手のいない樹園地を管理して次の担い手に円滑に引き継ぐ中間管理組織づくりを推進する。

さらに、新規就農者や女性農業者、雇用者等が働きやすい環境づくりのため、休憩施設やトイレなどの環境衛生施設の圃場近隣地への設置を推進する。

加えて、地域全体への経済波及効果が期待される企業等の農業参入には、市町村や関係機関等と連携し、参入しやすい受入体制の整備を進め、均衡ある発展を目指す。

### 第3-2-(3) 多様な労働力・人材の確保

果樹農業においては、整枝・せん定等の作業に高度な技術を要するうえ、収穫・選果等は機械化が難しく、さらに高齢化の進行もあり、労働力不足が深刻な問題である。今後、産地の維持のために担い手の規模拡大を推進するとともに、労働力を

確保する体制整備を進める。

具体的には、農家組織等によるせんだい等の作業受託組織を育成することで、高齢者でも果樹経営が継続できるサポート体制を整備するとともに、既存のサービス事業者の活用や関連産業との協働等を通じて、担い手の労働力確保につなげる。また、労働力が不足する農家や集出荷施設等においては、作業委託希望者や作業支援者のリストを作成するなどして、外国人材等をはじめとする多様な人材の参画を促進する。さらに、関係機関との連携を強化し、農業理解の促進と働きやすい環境の整備を図る。

## 別表：育成すべき果樹の経営類型

### ア 目標とすべき 10a あたりの生産量、労働時間及び栽培方式

品目・品種名等		条件設定		10aあたり 生産量 (kg)	10aあたり 労働時間
		栽培方法・栽培方針	施設整備		
うんしゅうみかん	極早生温州	高品質果実生産 (シートマルチ栽培) 温暖化対応技術導入	園内道、S S 点滴かん水装置 シートマルチ	3,500	172
	早生温州	高品質果実生産 (シートマルチ栽培) 温暖化対応技術導入	園内道、S S 点滴かん水装置 シートマルチ	4,000	171
	普通温州	連年安定生産 (植調剤活用) 浮皮しにくい品種導入 温暖化対応技術導入	園内道、S S 予措貯蔵庫	4,000	175
不知火類	加温	高品質果実生産 ヒリュウ台「肥の豊」「聖秀」導 入 温暖化対応技術導入	園内道 かん水施設	4,500	342
	無加温・屋根掛け	高品質果実生産 ヒリュウ台「肥の豊」導入 温暖化対応技術導入	園内道 かん水施設 予措貯蔵庫	3,500	275
	露地	高品質・大玉果実生産 省力栽培 (肥効調節型肥料の利 用) 温暖化対応技術導入	園内道 かん水施設 予措貯蔵庫	3,000	198
中晩柑	甘夏	省力、低コスト栽培 (肥効調節型肥料の利用)	園内道 かん水施設 予措貯蔵庫	4,000	184
	河内晩柑	省力栽培 (肥効調節型肥料の利 用、ヒリュウ台導入)	園内道 かん水施設 予措貯蔵庫	4,000	186
	晩白柚 (ハウス)	大玉果実生産	園内道 かん水施設 予措貯蔵庫	3,600	262
	晩白柚 (露地)	大玉果実生産	園内道 かん水施設 予措貯蔵庫	3,000	230
	ぼんかん	省力、低コスト栽培 (肥効調節型肥料の利用、ヒリュ ウ台導入)	園内道 かん水施設 予措貯蔵庫	3,000	160
落葉果樹	なし	温暖化に対応した品種導入 省力樹形 (樹体ジョイント仕立 て・ジョイントV字トレリス樹 形) の導入	園内道、S S 運搬機 果樹強化棚 かん水施設	3,000~4,000	200~300
	もも (施設)	温暖化に対応した品種導入	園内道 かん水施設	2,000~2,500	282~328
	くり	省力栽培 (低樹高化、収穫ネット利用)	園内道 収穫ネット 運搬機	300	53
	ぶどう (無加温)	温暖化に対応した品種導入	園内道 果樹棚 かん水施設	1,600	328
	かき「太秋」	省力樹形 (低樹高ジョイント仕立 て) 等の導入 省力、低コスト栽培 (雨よけハウ スの導入)	園内道 果樹強化棚 かん水施設	2,000	272
	すもも (施設)	温暖化に対応した品種導入	園内道 かん水施設	2,800	336

## イ 効率的かつ安定的な果樹経営類型

品目名	経営規模 (a)	技術体系	作付面積 (a)	出荷量 (kg/10a)	単価 (円/kg)	労働時間 (h/10a)	所得 (千円)	
うんしゅうみかん	340	園内道 SS シートマルチ栽培	極早生温州	80	3,325	230	172	7,500
			早生温州	140	3,600	240	171	
			普通温州	120	3,600	250	175	
うんしゅうみかん + 不知火類	300	園内道 SS シートマルチ栽培 施設栽培	極早生温州	60	3,325	230	172	7,400
			早生温州	80	3,600	240	171	
			普通温州	80	3,600	250	175	
			不知火類・屋根掛け	30	3,150	555	275	
			不知火類・露地	50	2,400	450	198	
不知火類 + 甘夏または河内晩柑	200	園内道 施設栽培	不知火類・加温	30	4,275	880	342	7,000～ 6,800
			不知火類・屋根掛け	50	3,150	555	275	
			不知火類・露地	70	2,400	450	198	
			甘夏	50	3,200	213	184	
			河内晩柑	50	3,400	210	186	
なし	130	SS 施設栽培	幸水・トンネル	20	3,040	580	298	6,300
			幸水・露地	20	2,850	490	236	
			秋麗	10	2,850	580	246	
			豊水	20	3,400	440	217	
			あきづき	40	3,150	380	234	
			甘太・新高	30	3,600	350	304	

注) 経営類型は家族労働力2～3人を想定し、目標所得は雇用労働費がない場合の数値。

### 果樹複合経営として導入されている品目の指標

うんしゅうみかん、不知火類およびなし等と作期が異なる品目を組合せ、経営資源（労力・施設・農地等）を配分することで気象災害リスク回避と出荷時期の長期化により経営安定が図れる品目

品目名	作型等	品種等	出荷量 (kg/10a)	単価 (円/kg)	労働時間 (h/10a)	所得 (千円 /10a)
もも	加温	さくひめ 日川白鳳 あかつき 川中島白桃* (*：露地のみ)	2,375	1,060	328	490
	トンネル		1,800	760	282	640
	露地		1,600	560	270	410
ぶどう	無加温	巨峰 ピオーネ シャインマスカット	1,520	1,500	328	700
	トンネル		1,170	1,200	270	700
いちじく	加温	榊井ドーフィン	2,970	1,300	426	520
	無加温		2,040	930	396	750

### 第3-2-(4) 効率的かつ安定的な果樹経営の実現に向けた 施設整備

かんきつ類・落葉果樹類ともに施設化による高品質安定生産を積極的に推進する。なお、露地栽培からの転換、あるいは他作物からの転換も含めて、労力やコストを十分に検討し、品目・品種に適した施設の導入を図る。施設化にあたっては、かん水用の水源確保についても留意する。

常緑果樹類については、幅広い需要に対応するため、高品質化や出荷時期調整に対応できる施設化を推進する。

落葉果樹類については、近年の度重なる気象災害や気候の変化による果実・樹体被害を軽減し、生産安定や高品質化による価格安定を図るため、災害防止にもつながる施設やトンネル栽培を推進する。

#### ア うんしゅうみかん

ハウスみかんについては、燃油価格が高騰していることから、省エネ・低コスト化が可能な施設整備と、保温内張り資材等の利用、栽培体系の見直しを進めながら、品質及び生産性の向上を図る。

シートマルチ栽培については、確実に被覆効果を発揮させるため、通路等の排水対策を講じた上で、シートの開閉が可能な施設及びかん水施設の導入を推進する。併せて、S. マルチ等、効果のあるマルチ栽培を推進する。なお、マルチ栽培園では、豪雨時に大量の雨水が園外へ流出することにも留意し、それぞれの園地の排水対策だけでなく、周辺地域全体での排水対策を行う。

#### イ 不知火類（デコポン）

加温・無加温・屋根かけハウスの導入が進むことで、出荷期間の拡大と労力分散、収益性が向上することから、今後も施設栽培による経営安定を図る。加温栽培では、温度・水分管理等のハウス内環境制御を徹底するための機器整備により、果実品質のさらなる向上を目指す。また、露地栽培で、果皮障害が多発していることから、水源確保・かん水施設の整備を進めるとともに、施設化による高品質安定生産を図る。

#### ウ 晩白柚等その他かんきつ類

晩白柚やきんかん等、地域特産果樹についても、生産安定・労力分散等による収益性の高い経営につながる施設化を推進する。

#### エ なし

「幸水」等のトンネルハウス栽培については、生産安定・労力分散等を図るため、産地の販売戦略上必要な面積を整備する。

また、気象災害を軽減するため、強化棚や防霜施設の整備に加え、早期成園化と

省力化を図るため、樹体ジョイント仕立て・ジョイントV字トレリス樹形等の省力樹形の導入を推進する。

#### オ もも

生産安定、労力分散を図るため、本格的な梅雨前に収穫できるハウス栽培の導入を推進する。

加温ハウスに加え、低コストで燃油削減や晩霜対策の労力軽減等にもつながるトンネルハウス栽培を推進し、棚栽培の導入も併せて推進する。

#### カ かき

「太秋」については、早期成園化と省力化を図るため、低樹高ジョイント仕立て等の省力樹形を推進する。また、立木栽培では台風による落果や枝折れ等の被害を受けやすいため、棚栽培の導入を推進するとともに、品質の向上や販売期間の延長のため、屋根かけ栽培の導入を推進する。

#### キ ぶどう等その他落葉果樹類

ぶどう（加工用含む）については、ハウス栽培を前提とする。

すもも等については、省力化と生産安定・経営安定を図るため棚栽培やハウス栽培を推進する。

別表：主要品目の施設栽培の生産目標

区分	R5 (現状値)		R12 (目標値)		R17 (参考値)		R12/R5		施設化率			
	施設の種類	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	栽培面積 (ha)	生産量 (t)	R5	R12	R17
うんしゅう	加温	8	418	6	308	4	239	69%	74%			
	屋根かけ	0	5	0	0	0	0	-	-			
	シートマルチ	948	26,693	982	25,905	963	25,407	104%	97%			
	小計	957	27,116	988	26,214	968	25,646	103%	97%	31%	34%	36%
不知火類	加温	46	1,437	46	1,449	46	1,449	99%	101%			
	無加温	56	1,657	55	1,552	54	1,524	98%	94%			
	屋根かけ	90	2,565	97	2,773	103	2,945	108%	108%			
	小計	192	5,659	199	5,775	203	5,918	103%	102%	19%	20%	22%
ぶどう	加温	6	69	4	50	3	39	72%	72%			
	無加温	77	640	68	567	62	519	88%	89%			
	トンネル (屋根かけ)	48	413	48	428	48	428	100%	103%			
	小計	131	1,122	120	1,044	113	986	92%	93%	96%	93%	97%
なし	トンネル	14	260	10	196	6	120	71%	75%			
	小計	14	260	10	196	6	120	71%	75%	4%	3%	2%
もも	加温	3	27	3	27	3	27	100%	100%			
	無加温	2	25	1	17	1	13	65%	67%			
	トンネル	3	25	5	34	6	39	150%	136%			
	小計	8	77	9	78	10	80	110%	101%	29%	39%	47%
合計	加温	63	1,951	59	1,834	57	1,755	93%	94%			
	無加温	135	2,322	124	2,136	117	2,057	92%	92%			
	屋根かけ	92	2,595	97	2,773	103	2,945	105%	107%			
	トンネル	65	698	63	658	60	587	96%	94%			
	小計	356	7,567	343	7,402	337	7,343	96%	98%			
	シートマルチ	948	26,693	982	25,905	963	25,407	104%	97%			
	合計	1,304	34,260	1,325	33,307	1,300	32,750	102%	97%			

\* 1：実績数値は熊本県果樹振興実績書による。

\* 2：常緑果樹における施設化率はハウス被覆+温州みかんマルチ被覆の構成比をいう。

\* 3：落葉果樹における施設化率はハウス被覆の構成比をいう。

\* 4：ぶどうのトンネルには一部屋根掛けを含む

## 第3-3 果樹園の集積と土地基盤整備の推進

### (土地改良その他生産基盤整備に関する事項)

多くの果樹園は、傾斜地に点在しており、面的な集積が困難な状況にある。

また、近年は、担い手の高齢化や気象災害の多発により耕作放棄地が拡大しており、病害虫の発生源や農地の利用集積の妨げとなることから、産地全体から見て非常に大きな損失となっている。そのため、耕作放棄地の発生を防止しつつ、担い手への園地集積を進めることが極めて重要である。

園地集積と基盤整備の推進には、地区単位での合意形成が不可欠である。各地域の果樹産地協議会が中心となり、生産者とJA、市町村、県、農業委員会などの関係機関が連携して、当該地区の現状把握や将来構想の作成を行い、農地中間管理機構や関連事業を活用して、担い手への園地集積・基盤整備を加速化する。

なお、面的な土地基盤整備の推進に向けて、農地中間管理機構や農地整備関係機関との連携の強化を図る。

#### 第3-3-1 園地の集積・集約化

産地の維持のために、地域計画の実現に向けた話し合い活動を進めるとともに、計画を見直ししながら、地域の実情に合わせた農地の集積・集約化を推進する。

また、離農者と規模拡大を希望する農家との連携支援を通じて、農地中間管理機構や農業委員会等の関係機関が一体となって担い手間の利用調整やほ場整備等の基盤整備を実施するとともに、離農者の優良園地を新規参入者に引き継ぐための中間管理組織の設立等、樹園地を管理・継承する活動を推進する。

#### 第3-3-2 土地基盤整備の推進

園地が分散している樹園地においては、50a～100a程度に集約された小規模な基盤整備を実施しながら、担い手への園地集積を目指す。

具体的には、園内道の整備と併せて隣接園地を集積することや、傾斜が急な樹園地は、隣接園地へ集積しつつ傾斜の緩和を図るなどの基盤整備を行うことにより、担い手への園地集積と労働生産性の向上を推進する。品目によっては、水田を含めた平坦地への導入も検討するが、その際には、排水対策など確実に品質が向上する園地づくりを徹底する。

また、より一層の低コスト化・省力化を図るため、関連事業を活用した大規模基盤整備を推進し、次世代の担い手が安定的に高品質果実を生産できる体制を構築するために、水源の確保およびかんがい施設整備や省力樹形等を推進する。

労働生産性向上の効果を最大限発揮するために、自走式の除草機やドローンによる薬剤散布など、スマート農業技術の導入を見据えた計画的な基盤整備を進める。

## 第3－4 省力化・軽労力化の推進

果樹園の作業性は様々な要素に左右されるが、特に、樹形は根本的な要素である。その樹形について、各品目で「省力樹形」の開発・実用化が進んでいる。

かんきつ類においては、園内作業道の整備と併せて、作業動線が単純化して、機械導入も容易な「整列樹形」の導入を推進する。また、2本主枝仕立て等の省力樹形を推進する。

落葉果樹においては、ジョイント栽培等の省力樹形の導入を進め、早期成園化や省力化に取り組む。

また、スピードスプレーヤーや運搬機、せん定枝粉碎機など、省力化機械の積極的な導入に加え、ドローン等のスマート農業機械の導入についても現場で十分検証しながら、労働生産性の向上につながる取組を推進する。

なお、地域によっては、機械化に向けた園地整備が困難な場合もある。このような地域においては、園内作業道の整備により通常管理作業の省力化を推進する。

## 第3－5 環境保全型果樹農業の推進

持続可能な果樹農業の実現に向け「熊本県指定有害動植物等総合防除計画」（令和6年3月策定）及び「地下水と土を育む農業等の推進に関する計画」（令和7年3月策定）に基づく取組を推進する。具体的には、土壌中の肥料成分の過不足を把握し必要量を施用する適正施肥や、発生予察に基づく効率的な病虫害防除、有用生物に影響の少ない農薬使用など環境保全に配慮した農業の普及・推進を図る。

## 第3－6 病虫害・鳥獣被害対応

ミカンコミバエ等の侵入警戒病虫害や果樹カメムシ等、果樹に甚大な被害を与えるおそれがある病虫害については、発生地域等と連携した総合的な対策を講じる。

野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組による鳥獣被害への対応を一層進める。特に鳥獣被害が増加している市町村に対しては、「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進するとともに、広域連携による被害防止対策を推進する。

## 第4 環境の変化に対応した果樹農業に関する事項

### 第4-1 気候の変化への対応

#### 第4-1-1 基本的な考え方

日本の気温は20世紀の100年間に約1.0℃上昇しており、特に1990年以降の気温上昇は顕著である。また、近年は、線状降水帯の発生による集中豪雨や秋の長雨、大型台風の発生・上陸など予測困難な異常気象がみられ、これらも温暖化の影響と考えられている。今後もこの気温上昇傾向は続くことが予測されている。

果樹は、芽の休眠覚醒や果実の品質形成など、温度に敏感な生育相を持つことから、温暖化による影響を強く受けることが懸念される。現に、発芽・開花などの生育の前進化による晩霜害の発生、果実の着色不良・成熟遅延、果肉の軟化など、気温上昇の影響とみられる生育不良・生理障害がすでに顕在化してきている。

また、永年性作物である果樹の栽培においては、年平均気温、低温遭遇時間、降水量等の好適条件があるため、温暖化による栽培適地の変化も予想される。

このようなことから、台風等気象災害の防止施設の整備と、異常気象による生理障害を防止する技術の開発・普及を進める。また、自然条件の変化に伴う振興地域・振興品目の見直し、気象の影響を受けにくい新たな品目・品種の開発・導入を推進し、将来を見越した産地づくりを図る。さらに、農家の経営努力だけでは避けられないリスクへの対応として、各種セーフティーネットの加入・活用を推進する。

#### 第4-1-2 台風等気象災害の防止施設について

過去30年の台風を振り返ると、平成11(1999年)年の台風18号、平成16年(2004年)の台風18号、平成27年(2015年)の台風15号と、複数回にわたり県内各地に甚大な被害をもたらした。また、温暖化に伴い日本近海の海水温が上昇し、近年は大型化する台風のリスクに常にさらされている。

さらに、台風の他にも、集中豪雨、干ばつ、晩霜、寒害等の影響を頻繁に受けている。このような状況の中で果樹経営の安定を図るために、以下のような気象災害に対して万全の対策を推進する。

##### ア 強風対策

かつて防風樹を設けていた園地では、高品質化に向けて日照条件の改善を図るために防風樹が伐採されている園地が多く見られる。しかしながら、大型化して頻繁に襲来する台風に対応するためには、防風対策を欠かすことができないため、地域として集団的に耐風性の高い防風ネットの整備を推進する。また、防風樹の設置が可能な園地においては、再度、防風樹の植栽・整備を推進する。

落葉果樹類においても、台風による樹体損傷や根傷み、果実の落果などの被害を受けている。その対策として、収穫期が台風襲来期と重なるなしやかき「太秋」等については、慣行の鋼線棚に鋼管パイプや支柱を追加し、棚を補強する。また、かき、もも、すももでは、平棚栽培の導入を推進する。

さらに、ハウス栽培の場合は、ハウスの補強による強風対策を推進する。

#### イ 干ばつ対策

かんがい用水源の確保が可能な地域においては、地域全体での共同かんがい施設の整備を推進する。その他の地域においては、簡易さく井等を進めつつ、点滴かん水施設等の整備を推進する。

#### ウ 集中豪雨対策

梅雨期や台風襲来時だけでなく、近年はゲリラ豪雨と呼ばれる現象が頻発する。集中豪雨に見舞われると平坦地では樹体の冠水、傾斜地では園地の土壌浸食や崩壊の危険があるため、集排水施設の整備など、排水対策を実施する。うんしゅうみかんで広範囲にシートマルチを敷設する場合には、園外に多量の雨水が流出するため、周辺地域も含めた防災対策に留意が必要である。

また、高品質果実の生産には、土壌の排水性が不可欠となる。降水量の増加に対する排水対策として、改めて暗きょ・明きょ等の整備を徹底する。

#### エ 晩霜対策

近年の温暖化により、落葉果樹類やかんきつ類の発芽期や開花期が早まっており、晩霜害を受けやすくなっている。

特に、なし等における晩霜害は深刻となるため、防霜効果の高い散水用スプリンクラーや防霜ファン等の整備を推進する。

#### オ 施設への積雪対策

本県においても、まれに大雪による施設倒壊が発生する。そのため、必要性の高い地域・園地において、施設の耐雪強度の向上を図る。

## 第4-1-(3) 気候の変化による生理障害等への対応について

### (かんきつ類)

温暖化により、結実面では生理落果や隔年結果が助長され、品質面では浮皮等果皮障害の増加や着色遅れ等の影響が見られる。このため、以下の対策を推進する。

#### ア 春期

気温の上昇により枝梢伸長が旺盛となり、緑化の遅れや、生理落果の増加が懸念される。このため、葉面散布等を実施し新葉の緑化を早めるような管理を行う。

#### イ 夏期

高温・乾燥がますます顕著になる傾向にあることから、干ばつ対策としての水源確保、かん水施設の設置等が重要になる。また、果実の日焼けも増加していることから、対策として遮光ネットや果実被覆資材等の導入を進めるとともに、日焼け防止資材の散布や樹冠表層摘果技術の普及を進める。

#### ウ 秋期

気温の上昇と降水量の増加により、浮皮等の果皮障害の発生や、果実の着色遅れが助長される。対策として、浮皮しにくい品種の導入や、植物成長調節剤等を有効に活用した果皮障害発生軽減対策を実施する。

#### エ その他

うんしゅうみかんでは、品質向上のためにS. マルチ栽培等の効果的なシートマルチの導入を推進する。また、隔年結果防止のため、基本管理を徹底し、健全な樹づくりを行ったうえで、翌年の結果母枝確保と適正着果に努め、適期収穫と収穫後の樹勢回復対策を確実に行う。

### (落葉果樹類)

暖冬や夏期の高温・少雨等の気象の極端化により、落葉果樹類では「収穫期の前進化」「発芽不良」「みつ症などの生理障害」「着色不良」「凍霜・晩霜害による花芽枯死」など様々な栽培上のリスクが高まっている。このため、以下の対策を推進する。

#### ア なし

全国的な収穫期の前進化により関東の大産地との収穫期の差が小さくなり、西南暖地の特色を活かした早期出荷が困難になりつつあるため、より特色ある品種の導入により、オリジナル化を図る。

また、みつ症が多発する傾向にあるため、みつ症が発生しにくい品種の導入や遮光ネット、散水施設の設置等を推進する。

加えて、秋冬期の気候温暖化による発芽不良や、開花期の前進化による晩霜害が頻発しているため、発芽不良の発生が少ない「凜夏」、開花期が「新高」より遅くみつ症などの生理障害の発生が少ない「秋麗」「あきづき」「甘太」の導入を推進

するとともに、施肥の適正化、スプリンクラー等の防霜施設の設置を併せて推進する。

#### イ もも

暖冬により自発休眠覚醒時期が今後ますます遅くなり、加温及び無加温ハウス栽培では、ビニル被覆や加温開始時期の遅れに伴い生育が遅くなり、早期出荷のメリットが小さくなることが予想されるため、冬季の低温不足や晩霜等の影響を受けにくいトンネルハウス栽培を推進する。併せて、低温要求量が少ない品種「さくひめ」の導入を推進する。

また、中晩生品種を中心にみつ症（にえ果）の発生が多発しており、その軽減策として、適正着果、適期除袋、適期収穫等の管理の徹底を図る。

#### ウ くり

近年、8月～9月の高温によって、成熟期の高温遭遇時間が増加している。このため、収穫が遅れると果実腐敗の発生が増加することが予想される。その軽減策として、穂の裂開後または落穂後早期に収穫を行うとともに、収穫後に果実温度を下げるため集荷施設内での予冷施設の充実を図る。

#### エ ぶどう

成熟期の高温による着色不良が問題となるため、植物成長調整剤の積極的な活用や、温暖化による着色難の影響を受けにくい緑黄色系品種等の導入を推進する。

#### オ かき

「太秋」の汚損果軽減・日焼け果対策として袋掛けの徹底及び屋根かけハウス等施設の導入を推進する。

## 第4-2 果樹経営のセーフティーネット構築

温暖化に伴う各種生理障害、近年頻発する大型台風や豪雨等の気象災害、鳥獣被害、気候変動に伴う病害虫の発生様相の変化など、農業経営は生産者の経営努力だけでは避けられないリスクに常にさらされている。

このような中、果樹農家が意欲と希望を持って継続して経営に取り組むためには、リスクに見舞われた中でも再生産可能となるような果樹の経営安定対策に早急に取り組むことが必要である。

このため、自然災害による減少を補填する制度である果樹共済を活用しつつ、自然災害を含めた農家の経営努力では避けられない様々な要因による収入減少を補填する収入保険への加入を積極的に推進し、経営継続上のリスク軽減につなげる。

また、自然災害等の一時的影響に緊急に対応するために、農林漁業セーフティーネット資金について周知を図る。

さらに、果樹農業経営の災害への備えの意識を高めつつ、事業継続計画(農業版BCP)に対する関心を高め、策定を促す。

## 第5 需要に応える商品づくりに関する事項

人口減少の本格化により国内需要が減少していく中、生産現場の人手不足など生産基盤の脆弱化により、需要の減少を上回って生産量が減少している。その一方で、高品質な国産果実は国内外から高く評価されており、輸出品目としてのポテンシャルも高い。

このような状況を踏まえ、「くまもとの顔」となる魅力ある高品質な商品を安定的に供給するための生産力の強化と、厳格な品質管理による商品力の強化により、市場から信頼され、幅広い需要に応えられる競争力のある産地づくりを目指す。

### 第5-1 生産力の強化

生産力を強化し、産地の生産量を維持するためには、生産基盤の整備や省力樹形・機械化作業体系等の導入による労働生産性の抜本的な向上と、担い手確保対策が急務である。

具体的には、各種事業を活用し、老木化している園地から樹齢が若い優良品種への改植を積極的に推進し、園地の若返りによる生産量の維持を図る。また、S. マルチ栽培やジョイント栽培などの省力樹形の導入等、新しい高品質果実生産技術に取り組み、労働生産性を高める。

さらに、農地中間管理機構や関係団体等と協力しながら、受け手のいない樹園地を新たな担い手に継承する体制を整備するとともに、新たな担い手の確保・育成による技術の継承を図ることで、産地の生産量維持を目指す。

### 第5-2 商品力の強化

これまで、厳格な品質管理と的確な生産対策を行うことにより、市場が求める品質や数量を安定的に出荷し、信頼される産地づくりに取り組んできた。

今後も引き続き、うんしゅうみかんでは最大需要期である12月の出荷量確保と品質向上に向けて、中生の優良品種の導入を進めるとともに、厳格な品質管理による販売単価の向上を目指す。

また、不知火類（デコポン）では、品質管理基準のもと、12月から6月までの長期間の計画出荷と、すべての作型における合格率向上、こだわり商材（加温プレミアム、無加温プレミアム、こだわり葉付き、こだわり後期（鮮度保持資材個装））の出荷量増加によりさらなる商品力強化を図り、熊本県産の果実全体の消費拡大につなげる。

さらに、熊本ブランドをけん引する商品として、かんきつ「熊本EC12」、なし「秋麗」「甘太」、かき「太秋」、くりについても、生産量の確保を進めつつ、高度な品質管理と出荷管理を行い、商品力の強化を進める。特に、なし「甘太」については、高糖度で食味が良いことをアピールすることで、商品力を強化する。

## 第6 社会情勢の変化に対応した流通販売体制の強化に関する事項

### 第6-1 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

#### 第6-1-1 果実流通の現状

本県における果実の集出荷はJAが中心となっており、取引形態としては、卸売市場経由による取引やインターネットによる直接取引など、多様化してきている。そのような中、卸売市場は令和2年(2020年)に改正「卸売市場法」が施行されたが、集荷・分荷機能、価格形成機能、代金決済機能などの調整機能を有しており、公正な取引の場として、供給面だけでなく情報発信の面でも、今後も産地と消費地をつなぐ食品流通の基幹的な流通経路である。

販売面では、量販店での取扱の増加、単身世帯の増加等による中食や外食利用の増加、さらには宅配や直売など、販売ルートが多様化している。また、生鮮果実だけではなく、カットフルーツやストレート果汁が好まれるなど、消費嗜好も多様化している。

#### 第6-1-2 今後の流通の方向性

##### ア 消費地との連携強化と計画販売

本県主力のうんしゅうみかん、不知火類(デコポン)等については、引き続き大消費地での販売が主体となることから、大消費地の小売店(果専門店、量販店)等との連携を強化するとともに、市場、産地間の情報交換・連携を強化し、売り場確保を進める。さらに、量販店の販売シェアが拡大する中、産地の価格形成力を維持・強化していくためには、販売ロットの確保と時期別の計画出荷が不可欠であることから、引き続きうんしゅうみかん等の共販量の増加を図る。

また、販売情報を収集・分析して生産現場に提供するなど、需給や価格、消費者ニーズ等に関する国内外の情報を、計画的生産・出荷、需給調整や、産地の将来計画の検討に活用する。併せて、産地と流通関係者との交流を通じて売れる果実づくりを進め、さらなる販路拡大を図る。

##### イ 需要に応じた計画出荷の取組

魅力ある商品づくりの推進のため、旬の時期のおいしい果実を消費者に提供することはもとより、需要期を見据えた販売期間の見直し・延長等による、計画出荷の取組を進める。

加えて、果実の鮮度や品質を保持して出荷期間を拡大するための、予措・追熟・貯蔵施設などの流通施設の整備を進める。

##### ウ 輸送対策「持続可能な流通」への対応とトレーサビリティ・システムの取組

トラックドライバーについて働き方改革に関する法律が令和6年4月から適用さ

れ輸送能力の不足による物流の停滞が懸念されており、「持続可能な物流」を実現するために、統一規格（T11 型）パレット輸送等による物流の効率化・合理化の取組を進める。

また、今後は生産物の出荷（品質）情報に加え、農家段階での栽培履歴の記帳を進めることによって、安全・安心に関する情報発信とトレーサビリティ・システムの取組を進める。

エ AI等の新たな機能を搭載した選果機や光センサーの利活用推進

うんしゅうみかん及び、不知火類（デコポン）については、JA出荷のほぼ全量が、高精度カメラおよび糖酸センサーを用いて選果されている。令和3年（2021年）には県内の果樹施設では初めてAI技術を搭載した選果機が導入され、選果精度や処理能力の向上が図られた。また、落葉果樹では、なしにおいて光センサーによる選果が行われている。

今後も、AI等の新たな機能を搭載した選果機の導入を推進し、選果精度のさらなる向上を図るとともに、生産現場への選果データのフィードバックなどの取組を進める。

## 第6-2 果実の集出荷体制及び施設の整備方針

### 第6-2-(1) 集出荷施設の長寿命化と広域再編構想づくり

担い手の減少に伴う産地規模の縮小や国内外の競争激化、さらに各地域の集出荷施設の老朽化や労働力不足が進む中、より効率的な施設利用と販売力強化につなげなければならない。そのため、既存の集出荷施設の再編・合理化や長寿命化、AIなどの新たな機能を搭載した選果機の導入・整備を進め、施設利用の効率化や商品力の強化につなげ、果樹農家の経営安定と産地の維持・発展を目指す。

集出荷施設の広域再編については、平成24年（2012年）までにかんきつ産地においては、広域JA単位で1選果場への再編・統合が行われた。また令和7年（2025年）には一部のかんきつ産地において、JAの枠を超えた共同選果の取組が始まっている。

今後は、かんきつ以外の品目においても、10年後、20年後を想定した集出荷施設の再編整備や、JAの枠を超えた県全体での広域集出荷体制の構築に向けて、協議を推進する。

## 第6-2-(2) 選果施設の整備計画

### 【かんきつ類】

対象果樹の種類	選別方式	令和4年度(現状)		令和12年度	
		施設数	年間処理量(t)	施設数	年間処理量(t)
うんしゅうみかん	糖酸センサー式	5	29,702	4	32,458
	ドラム・プレート式	9	748	9	817
	カメラ・光線式	1	164	1	179
	小計	15	30,613	14	33,454
不知火類	糖酸センサー式	9	12,178	9	13,280
その他柑橘	糖酸センサー式	0	0	0	0
	ドラム・プレート式	8	5,030	8	5,172
	カメラ・光線式	1	267	1	275
	人力	1	155	1	159
	小計	10	5,452	10	5,606

### 【落葉果樹類】

対象果樹の種類	選別方式	令和4年度(現状)		令和12年度	
		施設数	年間処理量(t)	施設数	年間処理量(t)
なし	光センサー式	4	1,306	4	1,229
	カメラ・光線式	2	146	2	137
	ドラム・プレート式	1	285	1	268
	小計	7	1,737	7	1,634
くり	カメラ・光線式	1	77	1	80
	ドラム・プレート式	8	1,066	7	1,096
	重量式	1	93	1	96
	小計	10	1,237	9	1,272
かき	光センサー	3	129	3	108
	カメラ・光線式	3	63	3	52
	重量式	1	21	1	17
	小計	7	213	7	177

- (注) 1 施設は属地ではなく属人(県内に設置してあっても、所有地が他県の場合は除き、他県に設置してあっても所有者が県内の場合も含める。)とした。
- 2 年間処理量は、当該施設で処理した果実の総数量(他県産があっても含める)とした。
- 3 選別方式は、主たる選別方式を記入することとし、糖酸センサー式、ドラム・プレート式、重量式、カメラ・光線式別に記入した。

## 第6-3 消費拡大における基本方針

### 第6-3-1 現状

主要農産物の消費動向をみると、果実の消費は減少傾向で推移している。健康づくりの指標「健康日本21（第三次）」において新たに設定された20歳以上1人1日当たりの果物摂取目標量200gに対し、現状の摂取量は100g程度で、特に20～50歳代で不足が目立っている。

消費者は、「安価」「食べやすい」「傷みにくい」ことを特に求めており、購入時の情報として、「食べごろの見分け方」、「美味しい果物の見分け方」、「鮮度の見分け方」を特に求めている。

また、県庁所在都市および政令市別のみかんの購入額（二人以上の世帯）では、熊本市は3,157円で全国50位（令和4～6年平均・52都市中）と、みかん主産県の中では依然として低い状況にあるなど、県内に向けての消費拡大対策も必要な状況にある。

### 第6-3-2 今後の消費拡大の方向

#### ア 新たな需要の創出と県産品の認知度向上

近年、手軽に食べられるカットフルーツなどの果実加工品の取扱いが増加していることを踏まえ、本県が全国に誇るかんきつ類（晩白柚・河内晩柑）、なし（「秋麗」「甘太」）、かき「太秋」、くり等を活用した加工品の開発を推進する。

開発した商品については、スーパーマーケット、学校給食など多様な流通ルートでの販売を展開するとともに、トップセールスや「くまモン」の活用により、果実の新たな需要の創出と認知度の向上を図り、消費拡大につなげる。

また、なし「秋麗」「甘太」やかき「太秋」など、特徴ある果実を活かした商品づくりと併せて、「くまもと産」であることを印象づける出荷箱への表示などを進め、全国に向けたブランド認知の向上を目指す。

さらに、「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョン（令和7年7月策定）と連動し、関係者が一丸となって果実の高付加価値化や販路拡大に取り組む。

#### イ 地産地消の推進

「くまもと地産地消推進県民条例」の理念のもと、県産果樹に対する県民の理解促進と消費拡大に向けた取組を推進する。

具体的には、県内の幼稚園・保育園との連携や学校給食への県産品の利用拡大を通じて、子どもの頃から県産果実に親しむ機会を創出し、食習慣の定着を図る。これにより、果実に触れる機会を増やし、若年層の消費拡大につなげる。

さらに、企業や学校関係者をはじめとする幅広い消費者に対しては、果実に含まれる機能性成分などの有益な情報を積極的に発信し、果実の摂取機会の増加と健康意識の向上を促進する。

#### ウ 食品表示制度の活用

今後、果実の消費を拡大するためには、果実を「嗜好品」ではなく「バランスの取れた食生活に欠かせないもの」として位置付けていくことが必要である。

そのため、うんしゅうみかんのβ-クリプトキサンチンをはじめとする果実の持つ機能性成分に関する情報等を消費者に積極的に提供しながら、機能性表示制度を活用した消費拡大を推進する。

#### エ 輸出促進

人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、輸出の促進は、農林畜水産業や食品産業の維持・発展のために重要な取組の一つとなっている。

現在、すでに輸出が行われているなし、「晩白柚」、ゆうばれ(「熊本 EC12」)については、さらなる輸出量の拡大を目指す。また、うんしゅうみかんやデコポン(不知火類)については、ジュースなどの加工品も含め、全国組織と連携しながら輸出の推進を図る。

さらに、新たな品目についても、青果・加工品を問わず、相手国のニーズに応じた輸出を拡大する。

## 第7 果実加工の合理化に関する事項

### 第7-1 果実加工の現状及び課題

うんしゅうみかんについては、生産量の減少により、加工原料を安定的に確保することが難しくなっている。また、国内で使用されるみかん・オレンジ果汁原料の多くを輸入果汁に依存しているものの、オレンジ果汁は、主産国での気象災害やカンキツグリーンング病等の影響で生産量が減少し、価格の急騰や流通の混乱が生じている。

こうした状況を受け、国産みかん果汁の需要が高まっており、果汁用うんしゅうみかんの安定的な確保に向けて、関係機関の連携強化を進める。

また、県産くりは加工業者に高く評価されているほか、甘夏みかんや不知火類（デコポン）、地域特産の醸造用ぶどう、ブルーベリー、かき、ゆず等、多様な果実の加工利用がなされている。加工品は、地域をPRする特産品としても重要であることから、より一層の利用促進を図る必要がある。

### 第7-2 多様なニーズに対応した果実の加工

今後とも、県産かんきつストレート果汁をはじめとする用途に応じた加工の取組を促進するとともに、他の品目も含め原材料の安定確保と加工利用の推進を図る。

うんしゅうみかんについては、果汁原料の安定確保を図るため、産地を含めた関係機関の連携協調を推進する。くりについては、加工業者やメーカーからの需要が高く、鮮度が良い果実の供給が求められるため、産地での生産量拡大や品質管理の徹底を図る。

また、果実の需要拡大と消費者の多様なニーズに対応するため、加工業者と研究機関・団体等が一体となって、地域の特色ある果実加工品の製造拡大や、業務用等に供給できる一次加工品の開発などを推進する。

表 加工用の品目名と主な用途

品目名	用途
うんしゅうみかん	果汁、缶詰 等
不知火類	果汁、缶詰、ゼリー 等
甘夏、ポンカン、河内晩柑	果汁、缶詰 等
ゆず	果汁 等
晩白柚	ゼリー、ペースト 等
くり	ペースト、甘露煮、渋皮煮、むき栗 等
なし	缶詰 等
ぶどう	果実酒 等
かき	干し柿 等
ブルーベリー	ジャム 等

## 第8 その他必要な事項

### 第8-1 広域濃密生産団地形成計画の考え方

各地域果樹産地協議会が、産地のあるべき姿を具体的に描き、その目標を実現するための戦略を示した「果樹産地構造改革計画」を策定し、各産地の特徴を生かした果樹産地の振興を推進している。また、策定された産地計画を核に、話し合い等を通じて産地内で戦略を共有し、さらなる振興を図ることとしている。

果樹産地構造改革計画には、当該産地における担い手の育成・確保、振興品目・品種、労働生産性の向上、流通及び加工の合理化等の方針等を定めることになっており、果樹産地構造改革計画をもって広域濃密生産団地形成計画とする。

なお、果樹産地構造改革計画実現のために実施される諸事項については、必要な助言・指導・協力を行うとともに、国・県・団体等の施策とも連携し、計画の実現を推進する。

表 果樹産地構造改革計画策定産地一覧（令和8年3月現在）

広域本部・地域振興局名	協議会名	策定品目名
県央広域本部	熊本市果樹産地推進協議会 (熊本市(植木町、城南町、富合町除く))	みかん、その他柑橘、なし、うめ
県央広域本部 宇城地域振興局	宇城地域果樹産地協議会 (宇城市、宇土市、美里町、熊本市(城南町、富合町))	みかん、その他柑橘、なし、かき、びわ、もも、すもも、ぶどう、くり、キウイフルーツ、いちじく、マンゴー、うめ
県央広域本部 上益城地域振興局	上益城地域果樹産地協議会 (御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町(旧蘇陽町除く))	みかん、その他柑橘、なし、かき、もも、うめ、ぶどう、くり、キウイフルーツ
県北広域本部	菊池地域果樹産地協議会 (菊池市、合志市、菊陽町、大津町)	なし、かき、もも、すもも、ぶどう、くり、うめ
県北広域本部 玉名地域振興局	玉名地域果樹産地協議会 (玉名郡市、荒尾市)	みかん、その他柑橘、なし、かき、もも、すもも、うめ、くり、ぶどう、キウイフルーツ
県北広域本部 鹿本地域振興局	鹿本地域果樹産地協議会 (山鹿市、熊本市(植木町))	みかん、その他柑橘、なし、かき、もも、すもも、うめ、ぶどう、くり、いちじく
県北広域本部 阿蘇地域振興局	阿蘇地域果樹産地協議会 (阿蘇市、阿蘇郡各町村、上益城郡山都町(旧蘇陽町))	その他柑橘、かき、もも、すもも、うめ、ぶどう、くり、なし、ブルーベリー
県南広域本部	八代地域果樹産地協議会 (八代市、氷川町)	みかん、その他柑橘、なし、かき、もも、すもも、うめ、ぶどう、くり
県南広域本部 芦北地域振興局	水俣・芦北地域果樹産地協議会 (水俣市、芦北町、津奈木町)	みかん、その他柑橘、かき、ぶどう、マンゴー、アボカド、くり
県南広域本部 球磨地域振興局	球磨地域果樹産地協議会 (人吉市、球磨郡各町村)	なし、かき、もも、うめ、ぶどう、くり
天草広域本部	J Aあまくさ果樹産地協議会 (上天草市、天草市(旧本渡市、五和町除く))	みかん、その他柑橘
	本渡五和果樹産地協議会 (天草市(旧本渡市、五和町))	みかん、その他柑橘
	苓北地区果樹産地協議会 (苓北町)	みかん、その他柑橘、びわ
	大矢野有機農産物供給センター果樹産地協議会 (天草市、上天草市、熊本市、宇城市)	みかん、その他柑橘

## 第8-2 中山間地域における産地づくり

担い手の減少や耕作放棄地の拡大が進んでいる中山間地域においては、地域の実情に応じた品目の導入を進め、複合経営の一品目として果樹の産地づくりを進める。

特に、担い手が極端に少なく既存農家だけで産地維持が困難な地域においては、JA自らによる農業参入や園地基盤整備と併せた協業経営など、新規参入希望者が優良樹園地を継承し、スムーズに就農できる体制整備を行い、元気で豊かな農村地域社会を次世代に継承する。

## 第8-3 優良品種の開発及び革新的な技術の開発等の推進

県農業研究センターにおいては、高品質な品種、食べやすい品種、温暖化に適応し安定生産が可能な品種、栽培性が良い品種等の育成を進めるとともに、関係機関の育成品種の中から本県に適応した品種を早期に選定して産地化を図ることで、多様化する消費者ニーズへの的確な対応と、生産者の経営安定を図る。

また、これからの本県果樹農業を維持発展させるため、消費者と生産現場の実情に対応した課題を取り上げ、育種から栽培全般にわたり、高品質安定生産技術、省力・低コスト技術、スマート農業技術の体系的な活用方法の確立、環境に配慮した栽培技術等の開発に取り組み、生産現場への迅速な普及・定着を推進する。

なお、品種や技術の開発・普及にあたっては、その特性を十分に発揮させるために特に必要となる環境条件（気象、土壌）や作型について具体的に明記するなど、生産者が利益を享受できるよう情報提供に努める。

## 第8-4 知的財産権の保護・活用

これまで、国内外の産地間競争に打ち勝つため、県オリジナル品種の育成を進めてきた。これらの品種のメリットを享受するために、育成品種の積極的な種苗登録により育成者権を得るとともに、その育成者権を活用した全国ブランドとしての優位性を維持する。

優良な新品種については、「種苗法」に基づき品種登録を行うとともに、品種登録者、生産者団体、種苗増殖業者等の関係者間において新品種の推進方策等を検討し、関係者が協力して新品種の価値を高める。さらに、輸出市場の状況や産地化リスクを考慮したうえで、海外での品種登録も併せて行うなど、権利侵害の防止と輸出市場の拡大を図る。

育成者権のほか、県産果実や果実加工品等に関する商標権について、権利侵害がなされないよう、日常的に情報収集を行うとともに、関係機関と連携して迅速かつ適切な対応を行う。

さらに、種苗法遵守のため、本県果樹農業者等に対する啓発活動や情報提供を継続的に実施する。

また、八代特産晩白柚のように県内で生まれ一定の社会的評価がある果樹については、地理的表示（GI）保護制度を活用し、地域ブランドの確立につなげる。

## 第8－5 農産物の安全・安心

農産物の安全・安心は、おいしさ、栄養価と並ぶ消費者の最重要関心事項であり、生産サイドとしても特に配慮すべきである。

農業生産工程を管理する手法（GAP等）については、今後、消費地側からの要望や、輸出促進に伴い、取組に対する重要性も増しており、GAPの取組と認証取得に向けた取組を推進する。

## 第8－6 観光資源化を含めた活用

果樹農業については、単に食料、栄養を供給する機能のみでなく、華やかさ、楽しさ、潤い、安らぎを与える特性を持っており、これらを活用した取組についても配慮する。

具体的には、県内外・海外からの観光客等に対して、これまで以上に観光果樹園やグリーンツーリズム活動、オーナー制度等を通じた交流を進め、熊本が果樹の大きな産地であること、特長ある品目が多く作られていることを宣伝し、認知度向上につなげ、県産果実のファンを増やしていく。

観光果樹園については、単なる収穫体験だけではなく、加工品の販売や農園レストランの併設などにより付加価値を強化する。

## 第8－7 果樹農業推進体制の整備

各地域果樹産地協議会においては、県果樹農業振興計画との整合性を図り、自ら策定した果樹産地構造改革計画の実現に向けて、各種事業を活用し、産地の振興・強化に取り組む。また、本県果樹農業振興に関する基本的事項については、熊本県果樹生産振興対策本部により関係機関（行政・研究機関・団体）の認識を統一し、果樹研究会、果樹技術者連盟等の関係組織とも強い連携を維持し、諸施策を迅速に講じる。